

§ 5 訪問指導事業

訪問指導事業は、40歳以上で在宅の寝たきりや認知症の高齢者及び健康診査等で健康管理上指導が必要な方を対象に保健師が訪問し、本人及びその家族の健康状態や生活実態を把握し看護や療養方法及びリハビリ等の指導を行っている。訪問の結果により、近隣や関係機関との連携を図って、地域で支える体制づくりをおこなっている。

平成18年4月からは、40歳から64歳までを対象にした健康増進法による訪問指導事業及び、65歳以上の高齢者を対象にした一般高齢者訪問指導事業として実施する。

表194 健康増進法による訪問指導事業実施状況（全区年間計）

	対象者分類	年代分類	本年初回			訪問件数		
			件	男	女	延件数	職員	訪問指導員
要指導者	退院後のフォロー	40～64歳	－	－	－	－	－	－
	個別健康教育	40～64歳	7	4	3	13	13	－
	閉じこもり予防	40～64歳	11	4	7	52	18	34
	要指導計		18	8	10	65	31	34
要介護者	寝たきりの者	40～64歳	－	－	－	－	－	－
		口腔衛生指導（再）	－	－	－	－	－	－
		栄養指導（再）	－	－	－	－	－	－
	認知症高齢者	40～64歳	5	2	3	13	13	－
	要介護計		5	2	3	13	13	－

訪問指導従事者の状況（延人員）

	計	医師	保健師	看護師	栄養士	歯科衛生士	理学療法士
職員	46	－	46	－	－	－	－
訪問指導員	34	－	4	30	－	－	－
計	80	－	50	30	－	－	－

資料：健康増進課